富田林市文化芸術振興ビジョン策定の考え方

資料３

１．背景・目的

・平成２９年６月に施行された文化芸術基本法により、地方公共団体では「地方文化芸術推進基本計画」の策定に努めなければならないとされています。

・本市を取り巻く文化芸術環境は変化していることから、本市における文化芸術のあり方や推進に向けたビジョンや基本方針を検討するため、「富田林市文化芸術振興ビジョン」の策定に取り組みます（令和５年３月策定予定）。

２．計画期間

・令和５年度（２０２３年度）～令和１４年度（２０３２年度）の１０年間

３．計画の位置づけ

・「総合ビジョンおよび総合基本計画」及び「第２期富田林市教育大綱」を上位計画として位置づけます。

国

総合ビジョンおよび総合基本計画

第２期富田林市教育大綱

大阪府

**富田林市文化芸術振興ビジョン**

４．文化の範囲

・国の文化芸術基本法に基づき、本市の文化の範囲を下記の通り考えます。

|  |  |
| --- | --- |
| 芸術 | 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く。） |
| メディア芸術 | 映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術 |
| 伝統芸能 | 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能 |
| 芸能 | 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能及び民俗芸能を除く。） |
| 生活文化 | 茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化 |
| 国民娯楽 | 囲碁、将棋その他の国民的娯楽 |
| 文化財等 | 有形及び無形の文化財並びにその保存技術 |